

令和元年（ワ）第274号 損害賠償請求事件

原 告 広野 敏博

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

答弁書

令和2年1月31日

福島地方裁判所いわき支部合1係 御中

被告訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

田 中 清
青 木 介

小 谷 健 太 郎

川 見 史 博

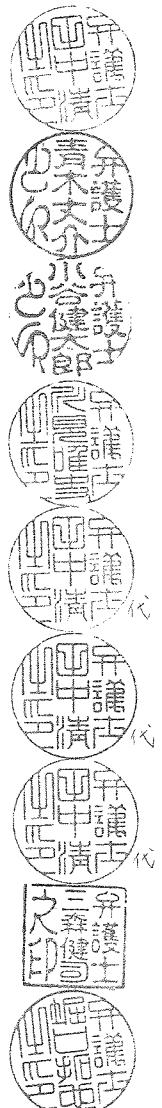
棚 村 友 博

田 中 秀 幸

青 木 翔 太 郎

三 森 健 司

堀 口 拓 也



第1 はじめに

本件訴訟において、原告は、被告に対する請求の根拠として、民法709条に基づく一般不法行為責任及び原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項に基づく原子力事業者の責任を選択的に主張している。

被告は、福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）の運転等を行う原子力事業者であり、本件原発の運転等の際に放射性物質が漏出する事故（以下「本件事故」という。）が発生したことは認め、原告の本訴請求についても、原告の被ったとする被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ、損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針を踏まえ、賠償に応じる方針である。

他方、原告による民法上的一般不法行為責任に係る主張については、原賠法に基づく無過失責任の主張との関係で「被告の故意・過失」という責任要件をそれぞれ加重するものであるところ、被告が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は、かかる要件の有無は被告の責任原因を何ら左右しないものであり、被告の責任を基礎付けるに当たって「被告の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がないことは明らかである。

また、これらの事情に係る審理を行うことによって審理が長期化することは、迅速な賠償の実現を阻害し、原告との間における本件訴訟外の賠償手続においては責任原因について争いがないことを前提として迅速に紛争解決が図られていることとも大きく均衡を欠く結果となる。

そもそも、原賠法3条1項の原子力事業者の無過失責任規定は、過失責任に基づく民法上の不法行為の規律に関する特別法として位置付けられるものであり、原子力事故の結果放出される放射性物質の影響による損害は広範囲に及び、多数の被害者が発生することが想定されるが、他方で、高度科学技術に基づく原子力発電所における過失の認定は容易ではないなどの基礎事情を踏まえて、迅速な被

害救済を実現することをその趣旨とするものと解される。

したがって、我が国の法制度の下においては、原子力事故に起因する原子力損害については民法規定に優先して原賠法に基づく紛争解決が行われることが想定されていると解されるのである。

この点について判示した水戸地裁平成20年2月27日判決(判例時報2003号67頁)も、原子力事故については民法上の不法行為の規定の適用はなく、原賠法3条1項の規定のみが適用される旨判示している。

したがって、本件審理は、被告の賠償責任に関し、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告が主張する損害との間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われるべきである。

第2 請求の原因に対する認否及び反論

1 「第1 本件…訴訟の目的と意義」 (訴状4頁以下) について
本件訴訟提起の目的等を述べるものであり、認否の限りでない。

2 「第2 当事者」 (7頁) について

平成29年6月20日付け『答弁書』 (福島地裁いわき支部 平成29年(ワ)第85号 損害賠償請求事件。以下「平成29年6月20日付け答弁書」という。)
第2の2における主張を援用する。

3 「第3 原子力発電所の概要」 (8頁) について

「平成29年6月20日付け答弁書」第2の3における主張を援用する。

4 「第4 本件事故に至る経過」 (8頁) について

「平成29年6月20日付け答弁書」第2の4における主張を援用する。

5 「第5 本件事故の経過」（8頁）について

「平成29年6月20日付け答弁書」第2の5における主張を援用する。

6 「第6 被告の責任」（8頁）について

「平成29年6月20日付け答弁書」第2の6における主張を援用する。

7 「第7 本件事故による被害拡大についての被告の責任」（8頁）について

「平成29年6月20日付け答弁書」第2の7における主張を援用する。

8 「第8 被害実態」（8頁）について

「平成29年6月20日付け答弁書」第2の8における主張を援用する。

9 「第9 損害」（8頁）について

「平成29年6月20日付け答弁書」第2の9における主張を援用する。

10 「第10 原告の損害」（9頁）について

原告の個別的状況については不知。損害額は争う。

11 「第11 結論」（9頁）について

争う。

第3 今後の進行について

被告としては、本書面において主張したとおり、本件審理については原賠法に基づく被告の責任に関して、本件事故と原告の損害との間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して審理が行われることを希望する。

また、被告としての原告の請求に対する個別の認否は、原告の個別の事情（本

件事故時における生活の本拠としての住居の所在地、年齢等）に係る個別立証を踏まえて、別途行う。

以 上